

○議長 横尾 武志君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、日本共産党の川上です。

初めての一问一答なのでよろしく願いいたします。

まず、ブルーインパルスについて伺います。

7 月 12 日付で航空自衛隊芦屋基地より芦屋町を初めとする 1 市 4 町に対して、芦屋基地における飛行訓練のお知らせについての通知文章が届き、現在、芦屋基地において離陸時の展示課目、3 課目の訓練が実施されているようですが、次の点を伺います。

まず第 1 点目に、7 月 14 日付の新聞報道では「芦屋町や岡垣町などの近隣自治体の了解が得られた」と報道されていますが、芦屋町では訓練の実施の了承はどのような経緯で、誰の名前で出されたのか。

また、議会には、説明や議論がなく訓練の決定の事後報告であったが、なぜ議会に説明がなかったのか。議会制民主主義の軽視ではないかと考えますが、まずその点を伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

まず、芦屋基地から町へ、ブルーインパルスの訓練につきましては、平成 24 年 6 月 28 日、事前説明がなされておりまして、同年 7 月 13 日に芦屋基地より訓練の実施に係る通知がなされております。本通知を受けて、町執行部から議会へ報告させていただいた次第でございます。

ご指摘のとおり、今、新聞で了解が得られたとの報道がありますが、基地から事前に説明を受けてはおりますが、了解したといったような回答文を送付したということではございません。あくまで事前に説明を受けた後、基地から訓練実施について通知がなされたものでございます。

なお、議会制民主主義の軽視とのことですが、本件につきましては、地元同意を必要としないものであり、訓練通知を受けまして同様の通知文を議会へ報告させていただいたものです。

なお、議会から、そういった説明要望がございましたら、基地に対しては、基地のほうから説明していただくような調整は可能と考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは、6 月 28 日に事前協議があったということで、返答もしていないのに基地は了承し

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

たということで、こういった通知を出されたという点では、町の主権に対する侵害が問われるわけと思いますが、その点は、町はどういうふうに考えてるのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ブルーインパルスの訓練に関しまして、基地のほうにも確認をしてるんですけども、これに関しては、近隣の自治体の了解が得られた、得るといところが防衛省としてあるわけですけども、基地の見解としましては、地元に説明を行い通知のみ実施しており築城基地でも同様の対応でございます。基地の考えとしては、地元自治体に丁寧に説明を行って、案件に関して理解を得た上で、通知をさせていただくということを基本としているというようなことでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

防衛省が、こういったことをやったときに、自治体に説明すればそれでオーケーだということでなるのかといえば、やはりこれは普天間基地の問題とかいろんな国内の基地の問題、そういった点を見ても、自治体の了解を得ないでそういったことが勝手にできるということは絶対ないはずですよ。

例えば、先ほど言われた築城基地につきましても、議会答弁の中で築城基地、行橋市の市長はこう言っております。「1年間延長できないかという話もあっています。申し入れは確かにございました。行橋市としては、関係する地域の住民の皆さん、議会の皆さんとお話をした上で、お答えをしたいということで、まだ了解はしていません」こういったふうに言いよるんですね。当然、やはり町が了解しない限りは基地が、そういったブルーインパルスを受け入れるとか、訓練をやるとか、そういったことはできないと思いますが、そういった点では、この問題についてはちゃんと事実関係を明らかにして、町としても自衛隊基地に対して強く抗議すべきじゃと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

先ほども、ちょっと申し上げておりますけれども、ブルーインパルスの訓練につきましても、ご存知のように、震災の関係で芦屋で、今、訓練が行われているということであろうかと思っております。そういうことで、昨年の5月にそういうご説明を受けて、現在、芦屋町を起点に訓練が行われておるわけなんですけども、今回のブルーインパルスの訓練というのは、築城のほうでやっ

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

てます離陸後の訓練、離発着に伴う訓練ということで、一応 3 課目を芦屋でやりたいというようなことでもございました。そういったことで、それにつきましては時間的には、30 秒程度で終わるような訓練ということも聞いておりますし、そういう中で理解をしているということでもございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

平成 23 年 5 月 16 日に、芦屋基地における移動訓練の実施についてという通達が出ておりますね。これは、先ほど言われたように、震災によってブルーインパルスが松島基地に帰れないので、芦屋基地や築城基地を利用して、そして山口県沖の洋上で訓練をしたいという、そういった訓練で、芦屋基地に対してはブルーインパルス機の受け入れと官舎への宿泊とか、そういった部分を含めたことをお願いするというのでやってますね。それで 1 年間だったわけですよ。ところが、今度の 24 年の 7 月 12 日に出された文については、これは飛行訓練のお知らせということで、芦屋基地において離陸時の展示課目、3 課目の飛行訓練の実施することになりましたので、根本的にはどこが違いますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

先ほどから、一方的なことではないかではないかというようなご指摘だろうと思いますが、先ほど述べましたように、基地としては地元には理解を得ると、理解を得た上で通知文、こういった訓練を実施しますということで運用されているということでもございます。その辺の説明については、先ほど説明したようなことで、町として理解しているということでもございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今回の場合は、芦屋基地を使って、ブルーインパルスの実施訓練をやるということで、今までとは全然、性格が違ったことなんですよ。

そういった点で、そういったことを住民への説明もなく、議会への説明もなく、また芦屋町には基地対策協議会があって、そういったところの論議もなく芦屋町が了解していないのに、自衛隊がやっているちゅうことについて、これはやっぱり大きな問題だというふうに思うんですよ。

そういった点でやっぱり芦屋町が、なぜこういったことがやられているかといえば、やっぱり芦屋町が基地に対するスタンスがやっぱり弱いのではないのかというふうに私は思います。

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

例えば、先ほども言ったように、築城基地を管轄する行橋市では、やはり行橋市の市長自体もやはり住民の皆さんが、日ごろの戦闘機の訓練については、本当に大きな不安を抱えておられます。騒音だけではなくて、いろんな危険も感じているという状況は今までもお話したとおりでございます。この続いて持っている不安についても、今後いろいろな強い申し入れをしていきたいと思えます。

そしてまた、基地を引き受けるかどうかについては、住民や議会と十分話し合っ、ブルーインパルスを引き受けるかどうかについては話し合いますという、こういったスタンスを持っているわけですよ。芦屋町もやはり最低でも、こういったスタンスを持つべきと思えますが、町長いかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

私が認識していることと、議員が言われていることに大きななんか差異を感じるわけですが、本来ブルーインパルスは私どもが聞いているのは、まずブルーインパルス、東日本大震災をきっかけとして、この話はちょっと横に置いて、我々が聞いているのは、まずブルーインパルスの洋上訓練と飛行場の上空訓練。この2つがあるわけですね。

芦屋基地に駐留はすると、そして築城基地に行って訓練をすると、そして築城基地と芦屋基地の根本的な違いは、飛行場の上空で、築城基地の飛行場上空で訓練をやると、そして洋上訓練につきましては、これは訓練区域がもう決まっておりますので、ここでしなさいということで、何島やったですかね、日本海、見島周辺でやるということで決定しておるわけですね。

その築城基地との根本的な違いは、芦屋基地は駐留をして結局、築城基地まで行くと、築城基地の上空、飛行場上空で訓練する、なおかつ、洋上訓練もやると。芦屋基地において、そういう訓練はやらないということですね、これはもう認識されておると思えます。だから、私が認識しているのは、今、芦屋基地でやっておりますT4の離陸訓練ですね、そういうような捉え方をいたしておるわけでありませう。

先ほど来より、築城基地との比較を、議員言われておるわけですが、そこに大きな違いがあるわけですが。今回、申し入れを受けたのは、ただ東日本大震災において、復旧の作業に大幅にブルーインパルスの隊員の皆様も派遣されてご苦労されたわけですが。訓練時間が足りないということで、せめて離発着の訓練をさせていただきたいという要望というか、お願いが来たんであります。さも、なんか芦屋基地で訓練をしているようなお話ですが、そういうことはございませぬので、それだけ申し添えておきます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町長、この7月12日の通達の中に、こういった地図も載ってますよね。

この地図には、芦屋基地でから、4つの課程の、まあ3課程なんですけど、4つのそういった曲技飛行も芦屋基地の上空でやりますということが書いてあるんですよ。それで築城基地は、27課程をやってますよね。その問題はちょっとまた後でしますが、それでは第2問目の新聞報道では、1日3回、午前9時、11時、午後1時頃となっているが、訓練は築城基地ではブルーインパルスの飛行訓練は轟音被害のために学校の授業中には行わず、午前9時前、午後3時以降に行うという行政と取り決めを行っております。芦屋基地ではなぜ学校の授業中に行うのか。また、安全・安心な生活環境の軽視ではないのか。この点についてはどう答えますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋基地での離陸時の訓練課目、訓練は3課目ということで、芦屋沖の洋上及び芦屋基地の上空で行うと、訓練時間は離陸時の30秒程度ということでございます。1日3回の訓練でございます。

新聞報道では、午前9時、11時、午後1時頃とされていますが、基地に確認しましたところ、午前7時50分、それから11時、それから午後2時に飛び立つということを聞いております。また、芦屋町の学校上空については飛行しませんので、こういったことで安全・安心な生活環境を直ちに脅かすものではないというふうに考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

芦屋町の上空は飛ばないといいますが、築城基地に行くときにはやっぱり芦屋町上空を飛んでいきますし、またこの前は山鹿上空も飛んでいくということがありました。それと、ブルーインパルスについては夜間飛行については行うのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

夜間飛行につきましても、隊員の技量の課目として夜間飛行の部分もございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

我々はT4の訓練機については、夜間飛行を行うということを認めるというか知ってますけど、ブルーインパルスが新たに夜間飛行を行うということは聞いてません。

そしてまた、住民もそれに対してどういった判断をしてるかというの分かりません。そういったことをやっぱり説明もしないし、判断も問わないでやるということ自体、やっぱりこれはおかしいと思います。それと、ブルーインパルスに限らずT4の問題にしても、やはり騒音問題というものは大変なものがあります。

これは、例えば学校関係でいえば、周辺なんかでは運動会とか、学校の授業中にT4とかが飛んで、どうにもならないと、授業ができない、運動会ができない、そういったことから自衛隊基地へ抗議を行い、とにかく最低限でもそういったいろんな行事があるときには、上空を飛ばないでほしいとか、そういった申し入れをしております。

また、築城基地については、例えばブルーインパルスの訓練についても、高校入試がある期間、そういったところは飛行訓練の自粛、中止を求めている、そういったこともやっております。やはり、芦屋町においても学校環境の良好を維持するという点で、学校の授業中そういった時には、T4にしても訓練の自粛を申し入れる。

また、保育所や小学校の運動会、そういったときの訓練については自粛を求める。そういったことをすべきではないですか。そういったお考えはありませんか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ただいま、T4に関しても騒音問題として、そういう行事なり試験、そういったところを考えると自粛を求めないかということでございますが、一応この辺につきましても、基地のほうには考え方を聞いておりますけれども、T4の訓練自体は今大体1日に6回、大体8時から日没までということであるわけですが、あくまでも学校でございますので、隊員の時間、航空時間というのがあると、それを特に9月あたりあれば、7カ月間滞在してその辺のカリキュラムをやっぱりこなさないといけないということなので、大体、今聞いておりますところでは、第1便が大体8時から9時半の範囲内、続けて9時35分から11時10分、11時10分から12時45分、12時45分から14時20分、14時20分から15時55分、15時55分から大体日没ということで5時から6時の間と、こういったことでスケジュール的にはかなり6回飛ばば、こういった常に飛んでいるという状況があるということでした。

騒音問題につきましては、住民の方からもいろいろ苦情等いただいておりますけれども、それ

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

については基地に対しても申しておりますので、そういった配慮についてしていただきたいと。ただ、高校入試とか試験があるときについては、基地のほうも一応配慮はしているというような回答を得ております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それは、基地の都合なんですよ。私たちは芦屋町の町民の方の安心、安全を守るという、それが役目ですから、まず出発点は町民がどうなのかということから、私たちは出発します。それと、この一般質問をやるというふうになって、私のところに2件ぐらい連絡があって、ブルーインパルスについて質問するなら、ぜひT4の騒音問題についても質問してくれと、また夜間の深夜の12時ごろぐらいに、ヘリコプターが飛んで自分の家の頭の上をホバーリングしてから、夜も寝られんやったとか、そういった連絡も電話もありました。

そういった点では、特に最近、山鹿地区に対してもT4の訓練なんかも相当、頻繁に朝8時頃から行われてます。これはNHK受信料の減免を貰っている範囲なんですけど、これについては滑走路の延長上と、滑走路から東西1キロという、これは一応の基本的な決まりになっています。

ただ山鹿地区について、それから花美坂とか、そういったところについては、遠賀川から若松べたはもう全然対象になってないということで、これについては芦屋町が同じ町内での格差があってはいけないということで、町民の税金を使って負担している状況なんですけど、とにかく今現在はこの山鹿地区の上空も頻繁に飛びよるわけなんです。ですから、私はこういったNHKの受信料の問題にしても、やはりこういったただ単に数字で区切るのではなくて実態で区切って、本当に飛んで8時ごろになったらNHKのドラマも爆音じゃから見れない状況もあるんですよ。

だから、実態でから、ちゃんとそういった被害に対する補償をやるべきだというふうに思いますが、これは基地対策協議会というのを芦屋町、つくってますが今後ぜひこの範囲を広げていくということを防衛省に求めていってもらいたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

基地対策協議会でも、要望という形で基地と防衛省のほうには出してはありますが、その中でも山鹿の騒音の問題についても騒音測定なりを行ってくれというような申し入れは行っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは次の 3 項目、ブルーインパルスが芦屋基地で行う飛行訓練の 3 課目とはどのような訓練を行いますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ブルーインパルスの展示飛行課目は、全部で 27 課目ございまして、今回の芦屋基地で行うものは離陸直後に演技する展示課目であります。

それでは、3 課目についてご説明いたします。

1 番目が、ダイヤモンドテイクオフ・ダーティーターンというんですが、これは 1 番機から 4 番機、4 機で編隊を組むんですが、編隊を組んだまま滑走路上でテイクオフいたします。離陸直後に、4 番機が最後尾についてダイヤモンド編隊を組み、全機が脚をおろしたまま 270 度旋回した後、飛行場上空を通過する課目となっております。

2 番目が、ローアングルキューバンというんですが、これは 5 番機がする訓練でございます。離陸直後にすばやく脚を収納し、離陸角度を低くおさえると、滑走路のエンド近くまで低空飛行し、そこからほぼ直角に急上昇、その後ループ反転して離陸ポイントへ向けて飛行場上空に侵入する課目となっております。

3 番目が、ロールオンテイクオフといいますが、これは 6 番機が単独で低空をして脚を下げた離陸体制のまま、右に 360 度のバレルロールを行う課目となっております。バレルロールというのは、横転と機首上げを同時に行うもので、横倒しの樽の内壁をなぞるようにらせんを描きながら飛行するといったようなものでございます。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

町長、こういった感じのをやっぱするんですよ。飛行訓練をね。特に問題なのは、ローアングルキューバンという、図面にもありますように一直線で飛行場を回転するというんですけど、これは低空飛行だから一直線だから飛ぶというように聞いてます。

私も築城基地にこれを見に行っただんですけど、ちょうど当日は雷雨のために中止で見れなかったわけですけど、相当な爆音もあるらしいです。こういった訓練をやると、芦屋基地ではその先に何があるかという、前回は滑走路延長問題にした時は宗像、遠賀宗像自転車歩行者道路とい

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

うのがあります。そういったところの上空を、こういった飛行訓練を低空でからやるということになりますので、そういった点では飛行機騒音基準以上に高い、はるかに超えるものができると思いますし、歩行者の通行とか自転車の通行には大変危険な状況にはなるというふうには思います。

それと、この芦屋飛行場の滑走路から芦屋小学校が 950メートル、芦屋東小学校が1,000メートル、まつかぜ荘が500メートル、中央病院が1,500メートル、芦屋港が1,000メートル、レジャープールが1,100メートル、それから競艇場が400メートルということで、結構近いところにはいろんな施設があります。この間、ブルーインパルス事故は何回ぐらいあったか把握していますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

事故の件数について把握しておりません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

大きい事故だけを紹介しますと、2000年の7月4日に2機が墜落してパイロット3名が殉職、それから91年の7月4日に飛行訓練中2機が墜落、パイロット2名が殉職、82年には、航空祭、浜松基地の航空祭で、そういった下向き空中開花を演技中に4番機が墜落して、ホンダの関連企業の敷地内に落下してパイロットが殉職、周辺住民12名が負傷という、こういったように事故もやっぱり起こってるわけです。そして、民間の人も巻き込んであるという、こういったことがあって、そういったことを訓練をやることを町の了解もなく、ただ1通の通知でやるという、そういった点で大変これは由々しい問題だと思いますが、その点ぜひこの問題についてもやっぱりいつ了承したのか、了承しないでこういった訓練をやってもいいのかという、そこら現状を明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、次に第4点目に、築城基地で行われている飛行訓練は、半径9キロ、高度3キロ、最低降下高度100メートルとなっているが、芦屋基地ではこの示された地図にはそういったことが提示されていません。具体的な数値で示していただきたいというふうに思います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋基地で実施されます訓練課目のうち、ローアングルキューバンのみ芦屋基地滑走路上空で

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

低空飛行が行われるために、最低対地高度これが 100メートルということの許可を受けて、訓練が実施されておるといことです。

しかし、他の訓練課目は基本的に洋上で行われているため、築城基地で設定されている半径 9キロ、高度 3キロメートルといった訓練エリアはないと伺っております。

これは、築城基地で行われているようなアクロバット飛行を芦屋基地で実施しているわけではなく、基本的に離陸訓練が実施されることによるものでございます。なお、離陸訓練後、進出帰投経路として市街地上空を飛ぶこととなりますが、この経路については従来で行っております T4の訓練機が通る経路を、ブルーインパルスも飛行しているということでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、ちょっと時間がないので後で質問しますが、5点目のブルーインパルスが飛行場上空における訓練を実施するためには、ア) 飛行場を中心に半径 9キロ、高度 3キロ以下の空域が確保できること、イ) 空域内における全ての航空機に対し自衛隊が管制できること、ウ) 飛行場訓練に加え、現在の洋上における訓練も継続可能なことが不可欠な条件となっております。

築城基地では、築城基地をブルーインパルスの飛行訓練に使用する理由として、芦屋基地では、空域や管制のア、イの飛行条件を満たすことができないから訓練に適さないとしていました。

今回、芦屋基地で 3課目の飛行訓練を実施することになったのは、ア、イの条件が満たされたということでしょうか、芦屋基地の空域や管制のどこがどのように変わり、条件が満たされるようになったのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

芦屋基地で実施されるブルーインパルスの訓練に伴って、空域や管制体制が変わったということはないと伺っております。築城基地をブルーインパルスの飛行訓練に使用する理由として、ご指摘の条件が挙げられているとのことですが、芦屋基地で実施されている訓練はアクロバット飛行の中の離陸訓練の一部であります。芦屋基地で実施される訓練課目の内容から、半径 9キロ、高度 3キロメートルといった訓練エリアの設定の必要性はないとのことでした。

ただし、先ほどご説明いたしましたとおり、最低対地高度は 100メートルとして許可を受け訓練がなされているとのことでございます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、6点目の訓練期間は平成24年7月17日火曜日以降、当面の間予定となっておりますが明確に示されていません。宮城県東松島市の松島基地の復旧まで続けられるとしており、基地の復旧の目途が立っていない中、長期間の使用になるのではないのでしょうか。伺います。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

ご指摘のとおり、松島基地の復旧については、目途が立っていないためブルーインパルスの訓練期間は芦屋基地でもはっきり判断できないとのことです。

ただし、現時点での説明では24年度末までは芦屋基地で訓練が行われると伺っております。以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今、いろいろ3点伺いましたが、例えば、築城基地の場合は、町に対してブルーインパルスの飛行訓練の実施についてということで、こういった4ページ建ての資料が出されているんな細かいことも書いてあるわけですよ。地図においても、どのくらいの範囲を飛ぶ、何キロとか、細かくされているわけですよ。

ところが、芦屋町に来たのは、この1ページの簡単なものとこれだけでしょう。何も記入されていない。こういった点でやっぱり町の姿勢がこういった情報を開示するところにも表れているんじゃないかなと思うんで、そういった点ではやっぱり今後、芦屋基地に関しては強い姿勢で臨むべきだというふうに私は思います。

それで、ちょっと紹介したいのは、例えば、これは平成23年3月19日に行橋市議会が議決したんですけど、築城基地におけるブルーインパルスの飛行訓練に関する議決、これは最後読みますけど、「当初築城基地における訓練は、松島基地の機能が回復する平成23年度を目標に終了予定とありましたが、松島基地の復旧が進まず、引き続き平成24年度についても訓練を協力したい旨、申し出がありました。しかしながら、行橋市市議会は住民の生命と安全、生命と財産、安全で平穏な生活を守る立場からこれ以上住民への負担を強いる訓練について容認することはできない。よって、平成24年度の築城基地における第11飛行隊ブルーインパルスの飛行訓練については、実施しないように強く求める」という、こういった議決を出しておるわけです。

それと、同じブルーインパルスの基地になっている松島飛行場周辺、松島基地ですけど、ここを管轄する東松島市でも、松島飛行場周辺の騒音に区域縮小に反対する意見書の中では、平成

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

15年に普通型機が配備され、本格運行訓練が始まった今日は、体感的感覚的な圧迫感と加えてT4、ブルーインパルスの市街地での低空飛行やヘリコプターの低空飛行、騒音や振動をさらに増幅させてきた東松島市における人口の半数は、第1種騒音区域内に住んでおりその方々は甚大な騒音被害に悩まされ、恐怖にさえ感じているという、こういったふうに松島基地の周辺の町でもしています。

それとまた、宮城県知事、それから石巻、塩釜、東松島市、こういったところからも松島飛行場にかかわる住宅防音工事対象区域に見直しに関する要望ということで、この中では、松島基地周辺は基地にブルーインパルスが配備されて以来、航空機の離発着時の騒音のほか陸域でのブルーインパルスによる戦技研究訓練飛行の騒音にさらされています。

ブルーインパルスは曲技飛行をやっているとか、そういった航空祭のときに使うとか、そういったのを言われますけど、実際はここにあるように戦技研究訓練飛行ということで、高等な戦技技術の開発、戦闘技術の開発を行う部隊なんですよね。そういった点で、やっぱり行橋市にしても、もうブルーインパルスの訓練はここでやってほしくないというようなことを言われておるわけです。

そういった中で芦屋が基地に対して、寛大でこっちが返事していないのに勝手に訓練をやるとか、そういったことを許していたら、当然、築城では厳しいから芦屋基地で全ての27課程の訓練をやらしてもらいます。そういったことになるのではないかと、私は懸念するんですよ。そういった時の騒音被害というのは、相当なものがあると思いますが、例えば、町の方は築城基地に行って、ブルーインパルスがやりよる27課程の訓練、こういったものがどのくらいの騒音があるか、そういったことを調査したことはありますか。

○議長 横尾 武志君

総務課長。

○総務課長 小野 義之君

築城基地の状況について調査したということはありません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

そういった点では、やっぱりちゃんと基地に対して強い姿勢を示していただきたいというふうに思います。それでは、最後にブルーインパルスの訓練にしてもT4訓練機にしても町民は芦屋町に住んでいて、被害や迷惑を受けています。その町民をどのように守っていくかというのが、町長の仕事だというふうに私は思います。学校教育に大きな支障を及ぼしていますし、また近隣の市町村の学校の先生たちも大変怒っています。私は芦屋基地に対する態度はどうあるべきか、

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

このことはやっぱり一番重要だというように思います。住民の命と財産を守る立場から基地と向き合い、主張すべきことは強く主張する、こういったことを求めて芦屋基地ブルーインパルスに関する質問を終わります。

続きまして、第 2 点目の国保料の問題について伺います。

高すぎる保険料無慈悲な保険証の取り上げ、強権的な取り立て、自民党政権以来破格な国保行政のもと、各地で住民のくらしと健康、命が脅かされる自体が引き起こされています。民主党政権はさらなる国保料の値上げや滞納制裁に自治体を駆り立てる国保広域化路線を推進し、この 4 月国保の給付財政を都道府県単位に統合する法案を国会で成立させました。国保の滞納者数は、世帯は全加入者の 2 割を超え、ペナルティーとして正規の保険証を取り上げられた世帯は短期保険証、資格証明書あわせて 1 5 0 万世帯に及んでいます。

そこで、次の点を伺います。

まず第 1 に、国は、国民健康保険の広域化を進めておりますが、広域化で危機的事態を解決できると考えているのでしょうか。その点を伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

市町村国保は、被用者保険者と比べ被保険者全体に占める高齢者や低所得者の割合が高くなっていること、市町村単位の財政運営となっており、医療費の変動の影響を受けやすい、小規模保険者が多いこと、市町村間における被保険者の年齢構成や所得分布に差異が生じていることなど、構造的な問題を抱えています。

また、構造的な問題に加え市町村間の保険料格差も問題となっており、これは市町村によって保険料の算定方式が異なること、保険料の上昇を抑制するため一般会計からその財政状況に応じた繰入をする場合があることによるものです。このような医療保険制度の現状、課題を踏まえ、市町村国保の運営については都道府県単位化を図ることにより県下各市町村の保険料率の格差が解消され、国保事務の効率的、効果的な事務運営、また安定的な財政運営に改善されるものと期待はするものの、県内では比較的低い芦屋町の保険料が広域化に伴い引き上げられるのではないかという懸念もあり、今後県の動向を注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

今、言われたこともだいぶん当たってますけど、特に今年の 4 月の国保の改正で保険財政共同

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

安定化事業の対象が、全ての医療費に拡大されました。2015年の4月から実施が予定されていますが、保険財政共同安定化事業とは、市町村国保が、保険財源から都道府県の国保連合会に拠出金を出し合っ、給付を交付していく制度です。仮に、福岡県の安定化事業の対象が、これが1円以上になれば、今回は10万円とかそういったことを言われてますけど、1円以上になれば、実態的には国保の給付財源が県単位になるというそういった事態が起こります。

保険者組織や保険料の賦課徴収は市町村単位のままでも、給付財政が県単位になればどんな問題が生じるかといえば、やはり給付が多い自治体は徹底した給付削減を責められる、また、一般会計の繰り入れで保険料を抑えているところに対して圧力がかかる、また、一般会計からの繰り出しを解消する動きが加速すれば当然、高すぎる保険料がさらに高騰するという、そしてまた高騰することによって収納率の悪化を持たせるという、こういったことになります。国保の広域化というのは、やはり国庫負担の削減、住民の負担増、保険料の徴収強化という、こういった方向をいっそう強化する、そういったことにしかありません。

こういった点を考えて、国保の広域化は決して住民にとって、自治体にとってプラスにはならない、多くの問題があるということを確認いただき今後、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは、次に国民健康保険の料金は、世帯ごとに計算され、所得割、均等割、平等割、資産割をして合算されます。

芦屋町では、均等割は医療給付費分が1万9,000円と介護給付費分が5,500円、後期高齢者医療費支援分が5,000円、これを合わせた2万9,500円となっています。例えば、新生児が今月に誕生した場合、均等割はいつから発生しますか。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

国民健康保険税の均等割の取得と喪失については、その月の月末の状況で判断いたしております。したがって、新生児が今月9月に誕生した場合には、今月9月分から均等割が発生することとなります。

均等割の金額につきましては、40歳未満の方は、介護保険給付費分がありませんので、5,500円を除きまして、年額が2万4,000円となります。これを月割りで加算しまして、3月までの課税額を再計算いたします。その上、納税通知書と納付書を送付するというようになります。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

今言われたように、生まれたばかりで加算されるということなんですよ。これは大人なら分かるんだけど、おぎゃーと生まれて全く収入のない赤ちゃん、これから税金を徴収するという方は私は矛盾するのではないかというふうに思います。時間がないので、町長に直接伺いますが、厚生労働省は社会保障の税の一体改革の中で、国保制度の改革の中で年収が300万円以下の世帯に対して、高校生以下の子どもの均等割保険を9割軽減するという制度を打ち出していました。これまでも、稼働所得のない高校生や子どもに均等割の負担をとることには問題があり、社会保障改革では政府が子育て支援の立場から、国民健康保険の軽減策を求めていましたが、これは残念ながら結果的には見送られました。

しかし、今年の2月の予算委員会で野田首相は、子どもの均等割の軽減については今後の検討課題との認識を示しており、国も何らかの対策が必要だということは認識しています。深刻な国民健康保険のあり方というのは、これは国民的な議論が必要です。しかし、子どもにかかわる健康保険制度は最優先する問題です。財政状況が厳しい時だからこそ、子どもの保険料は軽減して支援をするときではないかというように思います。

全国では、現在、愛知県の一宮市が昨年の4月からこの3割軽減を実施しています。全国からこの制度に対しては賛同が寄せられています。国民健康保険の制度のあり方が問われていますが、子どもの保険料を軽減することは、制度上の問題はなく早くから実施されて、しかるべきものだったと思います。

国民健康保険料については、国が公費を本来的にはもっと投入するってということが一番大事です。それと同時に子どもの保険料はさらに、軽減することが国民健康保険の制度改革にもつながっております。それで、ぜひ芦屋町でもこういった子育て支援対策として子どもの均等割の軽減、これを考えるべきじゃないかなと思います。対象としては500人程度です。これに300万円以下の所得制限をつけたりとかすれば、もっと減りますし、5割軽減、3割軽減というようにすれば、財源的にはそれほど大きなものにはなりません。そういったお考えがないのか伺います。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

子育て支援という観点から、議員ご質問だと思うんですが、議員もいろいろ進めておられました、いわゆる子どもの医療補助制度、乳幼児子ども医療助成金、これが平成24年度、本年度の4月から子育て支援の大きな柱として導入したわけですが、これにつきましては、いわゆるこの医療費助成金制度2,476万円の予算ベースでいうと増になるわけですが、

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

今、議員の言われた乳幼児の減免ですか、これも子育て支援の一貫だろうと思うんですが、ただ一つ大きな問題がいつも言われておるんですが、国保加入者は芦屋町で約 30% ですね、4,390 人ぐらい。それ以外の方につきましては、70%、1 万 7 8 0 人。税の導入の中で、非常にやっぱりこの辺が非常に難しいわけでございます。

国のほうも、その辺が大きなやっぱり壁になってくると思うんですね。その辺、国の動向いろんな形で、今議員言われたように、社会保障と税の一体改革の中でどのように精査されて、どのように地域に指導があるのかというのは、今後を見なければならぬと思うわけですが、ただ私自身は子育て支援につきましては、非常に民主党政権になって、いろんな形で子どもに対する、高校まで授業料無料だとか、いろんな形で手厚くされておるのではないかと感じております。そういうふうな形の中で、この今の問題につきましては、今すぐどうということではなく、いろんな国の動向を見ながら考えていくということでご勘弁いただきたいと思っております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは、あまり時間がないのでちょっと順番を変えまして一番最後の 5 点目のほうから先に質問します。

芦屋町国民健康保険の特別会計への法定外繰り入れの過去 5 年間の推移はどのようになっているのか伺います。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

一般会計からの繰入額からの推移は、平成 19 年、20 年度が 6,000 万円。平成 21 年度、22 年度が 4,500 万円。平成 23 年度が 3,000 万円となっています。

このように、繰入額が減少しているのは、前年度繰越金が増加傾向にあったためです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

一般会計を繰り入れる前の時は、国保基金があったと思いますが、平成 13 年度からの国保基金の推移からの繰入額はどのようになっているのでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

基金から、国保会計への繰り入れ額の推移ですが、平成 13 年度は 7,000 万円、平成 14 年度の繰り入れはありません。平成 15 年度は 4,000 万円、平成 16 年度は 5,000 万円となっております。

しかし、平成 17 年度は基金残額の 1,500 万円を繰り入れたのですが、さらに一般会計から 6,700 万円の繰り入れをしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

平成 23 年度の歳入歳出決算書の 12 ページと 14 ページに、国保会計の決算が出ております。平成 23 年度の決算の繰越金は、2,775 万円となっております。平成 23 年は、一般会計の繰入金金が 3,000 万円、または前年度からの繰入金金が 1 億 1,000 万円で、合計が 1 億 4,100 万円で翌年の繰越金が 2,775 万円ですから、1 億 1,300 万円繰り込んだという、こういった状況になりますけど、その点は間違いないでしょうか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

間違いはございません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

それでは、平成 24 年度の一般会計の繰入金は同額の 3,000 万円で、23 年度からの繰越金が 2,775 万円で合計が 5,775 万円です。24 年度の医療費の水準が 23 年度と同水準だとすれば、24 年度の決算、これから出るんですけど、24 年度の決算では 8,500 万円の不足金が生じることになりますが、これは間違いありませんか。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

間違いはございません。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

それでは、これを解消するためには一般会計からの繰り入れを行うことか、また繰上充用、こういったことを行わなければいけません、町は24年度の決算時にはどのようにするお考えなのかを伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

国保会計につきましては、毎年、特別会計を含めてですけど財政計画のヒアリングを実施しております。国保会計のヒアリングの中で、やっぱり問題になるのが医療費の増減がどうなるのか、繰越金の増減がどういう状況で推移しているのか、こういうことを踏まえて協議しているわけです。また、実施計画においてもその内容、金額についてはヒアリングの対象としております。

23年度から3,000万になった理由なんです、先ほどから説明があるように、21年度決算、それから22年度決算において、一般会計から4,500万円ずつを繰り入れているわけですね。ただし、その年、医療費の伸びがなかったということで、実際その4,500万円は、そのまま残として残りまして、結果的に繰越金に増額された形になりまして、その額も毎年1億円以上が余ってしまったというふうな状況が2年連続続きました。

一般会計の台所事情も踏まえまして関係課と協議の上、一応減額したという内容でございます。国保の財政運営につきましては、医療費の増減が全て大きく影響してますし、国の医療制度のために、その制度設計によるところも随分あるわけでございます。本来、国保事業は特別会計でございますので、特定の収入をもって特定の事業を実施するものですが、現実はその市町村も一般会計からの何らかの援助策は出ているものと考えております。

ただ、赤字になりそうだからということで、一般会計からの繰り入れを増額するという事は単純にはなかなかできないというふうに理解しております。

つまり、国保の加入者以外の方々の医療制度ですが、公平性の関係でどの程度の負担額が適当なのか、また税金の再配分としてどの程度まで一般会計が負担することが適切なのかなど、多方面に検討しなければならないというふうに原則的には考えています。

ただし、これも一応たられれば話すのもあれなんです、医療費の増嵩によって随分このあたりの考え方は変わってくるかなと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

それで、今度の 24 年度の決算時に、赤字が 8,500 万円出るといって、これの解消についてはどういうふうを考えているかということです。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

今現在の医療費の状況ですね、これが今後どうなるかというのを国保のほうで綿密に分析をしていただいて、その中で 12 月なり 3 月なり、その時点で今後の見込みを立てなくちゃ対応できないと思いますが、近隣の中では、前年度の繰上充用とかいうところで対応したりしているということなんですけど、原則、前年度繰上充用するためには財源の確保が翌年度に確実に確保されているというのが大前提だと思いますので、単純に一般会計から繰り入れて賄うよということじゃなくて、セットで国保税の見直し、その他もろもろの見直し、また国への補助金制度の要望等、全てセットにして考えるべきだと財政当局は考えております。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

こういった 8,500 万不足金が出るという点では、やはり根本的には 17 年度、18 年度から繰入金を減らしてきたということであります。

19 年度は 6,000 万あったのが、18 年度は 8,600 万、19 年度は、6,000 万、そして 21 年は、4,500 万、22 年も 4,500 万、23 年は 3,000 万、24 年度も 3,000 万ということで、これをその 8,000 万、6,000 万、8,000 万ベースでからずっとしておけば、繰越金がふえるにしても、一定超えたら急に医療費がふえた時でも対応できたわけですけど、基金の場合の時は、やっぱり 3 億、5 億の基金を積み立てから、それを充てとったというんがあったんですけど、そういった点では財政事情だけで、国保の繰入金を減らしていくということはやっぱりこれはおかしいんであって、やっぱり一定のパーセントか額をちゃんと積み立ていくということが必要じゃないかなというように思います。

それと、国保料金の改定の話の中ででましたが、もうしかし今は 9 月でありますし、その来年の 3 月の決算には、間に合わない状況です。当然、一般会計から繰り入れ、繰上充用をこれ考えるしかない。住民に負担させるということではできませんからね。

それから、それが終わったとしても、今度は平成 25 年度の予算編成ももう始まります。その時には、25 年度の繰上金はゼロ水準になるというように思います。そういった点では、23 年度の医療費水準だとすると、一般会計からの繰り入れるお金が 1 億 3,000 万円が必要になってきます。

平成 24 年第 3 回定例会（一般質問）

これは、もう今年の 1 1 月、1 2 月の予算査定もするでしょうから、すぐ目の前のことです。これに対してはどう対応するのか伺います。

○議長 横尾 武志君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

国保の見込みが今後どうなるかというのが大前提ですので、その前提が 2 3 年度の医療費の伸びだったらという話なので、だったらの話はちょっと財政当局としても難しいでございます。それで、国保の担当部局のほうから、このような見込み等がはっきり出た段階で調整はさせていただきたいと思えます。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

どちらにしても、この 1 年、2 年については住民の負担をすることは絶対できないことですから、町からの繰出し、これを十分に行うということを要望しておきます。

それと 3 点目、6 月 2 6 日付の新聞報道では、下関市で短期被保険者の更新ミスが取り上げられてましたが、芦屋町では短期被保険者の交付はどのように行っているのか。

それと 4 点目の国保 4 4 条、1 割から 3 割の自己負担の軽減と、国保 7 7 条、保険料減免の活用状況はどのようになっているのか、これは関連しますので答弁お願いいたします。

○議長 横尾 武志君

住民課長。

○住民課長 武谷久美子君

短期証の交付の件なんです、毎年 3 月に国保証を作成して国保加入世帯に郵送しておりますが、未納、滞納者には保険証を郵送せず、窓口で直接交付する旨の通知を出しております。窓口において、未納、滞納の事情を伺い、納税相談などを通して、実情を踏まえながらきめ細やかな対応に努めています。

また、緊急的な場合には当然、命と健康を守らなければならないので短期被保険者証を交付するなど柔軟に対応しているところでございます。

続きまして、問いの 4 なんです、国民健康保険法第 4 4 条では、資産に重大な被害を受けたとき、または特別な理由のある被保険者で一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対して、一部負担金の免除や減免をすることができるとなっておりますが、芦屋町におきましてはこれらに該当する申請はなされておられません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

4 番の国民健康保険法の 77 条の部分の保険料減免についてご説明いたします。

保険料、保険税の減免につきましては、芦屋町では条例で 31 条により規定しております。災害などによって生活が著しく苦しくなったという方や公的扶助を受けてる方に準ずる方については、申請により国民健康保険税を減免いたしております。

平成 22 年度及び平成 23 年度の実績といたしましては、災害などによる生活困窮の減免の申請はありませんでした。公的扶助に準ずる方ということで、減免の申請を各年度 1 件ずつ受けており減免いたしております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

もう時間がないので、簡単にしますが、国保 44 条、国保 77 条についてはやっぱり数がゼロとか 1 件とかいうことで、やはりこれは周知の不足がやっぱりあるというふうに思います。住民に対する周知を十分にやるようお願いいたします。

それと、短期証の問題については、短期証を窓口交付されてますが、短期証もわたってない方が 111 世帯あります。こういった方は無保険と同じような無保険状態になっております。芦屋町にとっては、資格証明書を発行していないということは、評価できますが、この短期証をもらってない方が 111 おるということを今後早急に解決していただけることを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

以上で、川上議員を終わりました。